

国への提案事項：全国都市部一斉の休業要請等の実施

■ 感染者が多数発生する地域にある飲食店への休業要請等を、全国都市部で一斉実施すべき。

これにより、都市部、ひいては地方等への感染拡大の防止につながる。

①「接待を伴う飲食店」がガイドラインを遵守していない場合には、**休業要請を実施**

②「接待を伴う飲食店」や「その他の酒類の提供を行う飲食店」は、**営業時間短縮を要請**

③営業時間短縮に応じた飲食店のうち、ガイドラインを遵守している施設に対し、**国において補償措置を実施**

⇒さらに、要請に従わない施設に対し、知事による営業停止命令ができるよう法整備を行うべき

大都市圏における感染者が多数発生する地域（ピンポイントで感染リスクが高いエリアに絞り込み）

「接待を伴う飲食店」
（キャバレー、ホストクラブ等）

※ 政令対象の飲食店

「その他の酒類の提供を行う飲食店」
（居酒屋等）

ガイドラインを遵守している施設
（感染防止宣言ステッカーを掲示）

上記エリア内の全施設

ガイドラインを遵守していない施設
（感染防止宣言ステッカーを掲示せず）

営業時間短縮を要請
（特措法第24条9項）

休業要請
（特措法第24条9項）

要請に応じ
ガイドラインを遵守している施設
（感染防止宣言ステッカーを掲示）

※参考：クラスターが発生し、感染経路の追跡が困難な場合、店舗名を公表（感染症法第16条）

営業時間制限に伴う補償